

## 植物品種に係る審査に関する協力覚書 (仮訳)

日本国農林水産省食料産業局知的財産課（以下「日本側当局」という。）とオーストラリアの IP オーストラリア（以下「オーストラリア側当局」という。）は、以下のとおり共通の認識に達した（以下個別に「当局」といい、総称して「両当局」という。）。

### 目的

本協力覚書は両当局間の審査結果（区別性、均一性、安定性（DUS）試験報告書）の交換を促進する。

### 趣旨

審査結果の交換の促進は、審査協力を通じて、十分な DUS 試験の報告書が提供された場合には、栽培試験の必要性を取り除き、これにより試験の重複を減らし、可能な場合には、権利付与の確実性を促進することにより、効率性を向上させることを目指している。

### 1

- (1) 日本側当局は、オーストラリア側当局に対し、オーストラリア側当局の書面による要請に応じて、植物の新品種の保護に関する国際条約（「UPOV 条約」。）に従って実施される審査（以下「審査」という。）であって、日本側当局に出願された育成者権に関する植物品種に係るものの結果を提供する。
- (2) オーストラリア側当局は、日本側当局に対し、日本側当局の書面による要請に応じて、オーストラリア側当局に出願された育成者権に関する植物品種に係る審査結果を提供する。

### 2

1 に基づいて相手国当局に対して提供された審査結果は、DUS ガイドラインに則った各当局の国内試験に従って実施された審査の結果であるものとする。

### 3

- (1) 1 に従っていずれかの当局に対して審査結果を提供する場合に使用する

文書は、UPOV 条約第 12 条に基づいて制定されたテストガイドラインの手順書「DUS 栽培試験における経験と協力」(TGP/5) 第 6「UPOV 審査結果報告書及び UPOV 品種記述書」に規定される様式に基づくものとする。

(2) 1 に従って提供する審査結果は、英語で作成される。

4

一方の当局から他方の当局への審査結果の提供は、無償で行われる。

5

(1) 審査結果を受領した当局 (受領側当局) は、他方の当局から提供された審査結果を受領側当局における植物品種に係る審査過程又は受領側当局における法律に基づく要請以外の目的で使用しない。

(2) 受領側当局は、受領側当局における植物品種に係る審査過程のための要請又は受領側当局における法律に基づく要請の場合を除き、当該審査結果を第三者に開示又は提供しない。

6

(1) 日本側当局とオーストラリア側当局は、本協力覚書に基づく協力を 2016 年 3 月 17 日から開始する。

(2) 本協力覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、双方の協議の上で解決する。

(3) 本協力覚書は、双方の同意により修正され又は、一方の当局が他方の当局に廃止の意思を書面により通知してから 90 日以降であればいつでも廃止される。

上記が、日本国農林水産省食料産業局知的財産課と IP オーストラリアとの間での了解内容である。

3 月 17 日にジュネーブ (スイス) で二通に署名した。

農林水産省食料産業局知的財産課長      IP オーストラリア 特許及び植物育成  
権品種保護グループ上席審査官

杉中淳

タンビール ハッサン